



2023年7月14日

各位

会社名 株式会社ペイロール
代表者名 代表取締役社長 湯浅 哲哉
(コード番号: 4489 東証グロース)
問合せ先 取締役 影山 貴裕

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

| | |
|------------------------|--|
| (1) 処分期日 | 2023年8月10日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 18,500株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき1,003円 |
| (4) 処分総額 | 18,555,500円 |
| (5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数 | 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 8名 18,500株 |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月27日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2022年6月24日開催の第5回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額80,000千円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）の金銭債権を支給し、年30,000株以内の当社の普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない

範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、指名・報酬諮問委員会の諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計18,555,500円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式18,500株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を3年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役8名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2023年8月10日～2026年8月9日

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあること、かつ、当社の第7期（2024年3月期）に係る有価証券報告書に記載された当該事業年度の連結営業利益が1,700,000,000円以上に達すること（以下「本業績目標」といいます。）を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。

ただし、次のいずれかに該当する場合、当社は当該取締役が保有する本割当株式の全部について譲渡制限を解除せず、下記（3）の定めに従います。

- ① 対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役その他これに準ずる地位のいずれの地位を、任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による場合を含み、同取締役の自己都合によるものはこれに含まれません。以下同じです。）なく退任した場合
- ② 対象取締役が当社の第7期（2024年3月期）に係る有価証券報告書の提出前に当社又は当社の子会社の取締役その他これに準ずる地位を退任した場合

また、当社は、対象取締役が譲渡制限期間満了前、かつ、当社の第7期（2024年3月期）に係る有価証券報告書の提出後に、当社又は当社の子会社の取締役その他これに準ずる地位を、任期満了又は定年その他の正当な事由により退任した場合には、本業績目標が達成されていることを条件として、本割当株式の全部について、同取締役が退任した時点で譲渡制限を解除します。

（3）当社による無償取得

当社が上記（2）に基づき、本割当株式に係る譲渡制限を解除する場合、当該解除時点の直後をもって、当該解除時点の直後において対象取締役が保有する譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当然にこれを無償で取得します。

また、上記（2）のとおり、対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役その他これに準ずる地位のいずれの地位を、任期満了又は定年その他の正当な事由なく退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって、当該退任の直後の時点において同取締役が保有する本割当株式の全部について、当然にこれを無償で取得します。

また、対象取締役が、本業績目標が達成されなかった場合、及び譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において、本業績目標が達成されていることを条件として、対象取締役が保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除します。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。ただし、当該時点において、本業績目標が達成されていない場合には、当該時点の直後の時点において、本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得します。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第7期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年7月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値である1,003円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上